

平成 30 年 9 月 6 日
予 報 部

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う

大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について（第 2 報）

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）の暫定的な運用を、入電した震度データに基づき変更します。

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に伴う、各気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）の暫定的な運用のうち、震度データが入電していなかった地点については、推計震度分布に基づき暫定基準を設定していました。

これらの地点のうち、震度データが入電したことから、これに基づき、通常基準の 8 割の暫定基準を設けた日高町門別、平取町について、通常基準の 7 割の暫定基準に変更します。

これにより、この地震に伴う大雨警報・注意報の発表基準の暫定的な運用は、次のとおりとなります。

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町（震度 6 弱以上）

千歳市、安平町、厚真町、むかわ町、日高町門別、平取町

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町（震度 5 強）

札幌市、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問合せ先：予報部 予報課 気象防災推進室 担当 高橋・吉松
電話 03-3212-8341（内線 3126・3189） FAX 03-3211-8303